

戸籍や住民票などの各種証明書を申請される際には、本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバー（個人番号）カード・在留カードなど）が必要です。ほか、必要なものについては備考を参照してください。
※下記以外の証明書については、市民課までお問い合わせください。

	証明書の種類		手数料	内容	備考
戸籍に関する証明	戸籍	全部事項証明書（謄本）	450円	個人の親族的な身分関係を記録した証明書	本人・配偶者・直系の親族・自己の権利又は義務を行使するために必要がある方以外は委任状が必要です。 本籍地が筑西市以外でも本人・配偶者・直系の親族かつ写真付身分証明書持参に限り、戸籍謄本及び除籍謄本が窓口で交付可能です。
		一部事項証明書（抄本）			
	除籍 （原戸籍を含む）	全部事項証明書（謄本）	750円	婚姻や離婚・死亡・転籍などによって、戸籍に記載されている人全員がいなくなった状態の戸籍の証明書	
		一部事項証明書（抄本）			
	戸籍の附票の写し		250円	戸籍に記載されている間の住所異動の履歴が記載されている証明書	
	身分証明書		200円	成年後見や破産宣告などを受けていないことの証明書	本籍地以外では発行できません。本人以外では委任状が必要です。（未成年者は親権者からの請求の場合、委任状は必要ありません。）
	独身証明書		450円	請求者本人が民法732条の「重婚の禁止」の規定（独身）に抵触しないことの証明書	原則、本人のみの請求です。
	受理証明書		350円	戸籍の届書が受理されたことの証明書	届出書を提出した市区町村のみで発行します。届出人以外は委任状が必要です。
	死亡診断書の写し		350円	死亡届の写し	特別な事由がある場合に限り、相続人であつた利害関係人の方からの請求により発行します。（年金証書・簡易保険証書などが必要）代理人の場合は委任状が必要です。
住民登録に関する証明	住民票の写し	世帯全員（謄本）	250円	個人の氏名・住所などを記録した証明書	本人及び同一世帯以外の方が請求する際には委任状が必要です。 なお、委任状によるマイナンバー及び住民票コードが記載された住民票請求については、本人宛に郵送となります。
		世帯の一部（抄本）			
	住民票記載事項証明書		300円	住民基本台帳に記載されている事項についての証明書	
住民票の除票の写し		250円	転出や死亡等によって住民票から消除されたことの証明書	本人・法定代理人・自己の権利又は義務を行使するために必要がある方、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある方以外の方が請求する際には委任状が必要です。	
印鑑証明	印鑑登録証明書		250円	個人の登録されている印鑑の証明書	市民カード又は印鑑登録証が必要です。
	印鑑登録についてはホームページのリンクで確認してください。				